



相談支援事業では、障がいのある方やそのご家族の「意向」や「希望」に沿い、生活に関する相談や医療機関等の関係機関との調整、また必要に応じて、ご自宅への訪問や外出の同行支援等を提供しています。



誰が利用できるの？

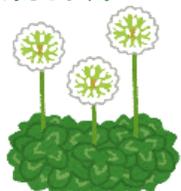
北空知管内に存在している障がい者（身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病その他）をお持ちの方や18才未満の障がい児の方、そのご家族、関係機関等が利用することが出来ます。原則無料です。



- ・日中活動する場所がない
 - ・人付き合いが上手くいかない
 - ・障がい福祉サービスを使いたい
 - ・退院したいけど誰に言えば？
 - ・将来が不安等
- 上記の他にも様々な相談に対応します。

あっぷるには・・・

- ◎行動支援従事者養成研修
- ◎精神障害者関係従事者養成研修
- ◎医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員がいます。



個別相談対応を基本に、サービスの紹介、サービス事業所の見学や利用に向けての調整等、あなたの希望や意向を実現できるよう、医療関係者やあなたに関係する機関の職員と話し合い、あなたと一緒に考えていくことができます。また必要に応じて教育、高齢者等、他領域の関係機関との連絡調整も行うことが出来ます。



利用方法
※電話：24時間対応
※来所：月～金 9：30～17：00
※訪問：必要に応じて
※原則、北空知管内在住の方に限らせていただきます



夜間でも相談員が
緊急性のあるご相談
に応じます。



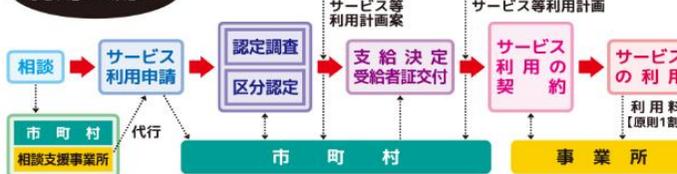
障がい者虐待通報受付窓口（夜間・休日） 電話0164-22-1798



障害者総合支援法のもと、申請が必要になります。（地域活動支援センター利用については申請なし）居住している市町村で申請し、サービス等利用計画・介護給付費・訓練等給付費の支給決定がなされた後、利用申し込みが必要です。利用される方（利用者）と事業者である施設・事業所（地域活動支援センター含む）は、対等の関係において契約を結びます。契約締結後、サービスの提供が開始します。介護給付費・訓練等給付費は市町村より施設事業所に支払われますが、利用に伴う利用者負担金は利用者から支払って頂きます。

サービス利用方法

利用の流れ



あっぷるは**地域移行支援**と**地域定着支援**を行っています。
病院や施設から出て、**地域で暮らしたい方**を応援したいです。

様々な理由から、長く入院されていた精神障がいの方が退院し、不安なく地域生活を送ることができるよう支援します。精神保健福祉士や相談支援専門員が地域移行・地域定着をお手伝いします。

地域移行支援と

病院・施設から地域へ移行を支援するサービスです。精神科病院に入院している方などが地域での生活に移行するにあたり、住居の確保など地域生活に移行するための相談や支援を行います。



地域定着支援と

地域生活の継続のための支援を行うサービスです。居宅などで単身で生活している障がいのある人を対象に、緊急時の連絡体制を確保し、相談や訪問等の必要な支援を行います。



北空知1市4町の委託事業で
社会福祉法人揺籃会が委託を受けています。



連絡先

北空知障がい者支援センター あっぷる
【住所】〒074-0003 北海道深川市3条18番36号
総合福祉センター内
電話(0164)22-1798
FAX(0164)22-1797
E-mail:kitasorachi-shienceter.apple@yourankai.or.jp

地域活動支援センター
【住所】〒074-0004 北海道深川市4条18番2号
サークルハウスふれあいセンター内
電話(0164)26-0866
FAX(0164)23-5771
E-mail:chikatsu-apple@yourankai.or.jp



基幹相談支援センター



基幹相談支援センターは、障がいのある方やその家族の方の最初の相談窓口として、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関です。障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精がい障害）や障がい者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を行います。

あつがるは、北空知圏域を構成する1市4町より委託を受け、障がいがあっても暮らしやすい街づくりに向けた環境の整備を担っています。暮らしやすさを協議する場（協議会）の運営に携わったり、関係する皆さんのネットワークを構築するなど、社会資源の開発等に携わります。

精神障がい者地域生活支援事業



精神障がい者が自立した社会生活及び日常生活が送れるよう、病院・施設等地域の関係者と連携し、入院中の精神障がい者が退院し、地域で生活することができるための支援を推進するために北海道が行う事業をあつがるは道から委託を受けて行っています。

あつがるでは、相談員が直接御相談をお受けするほか、精神障がいを持つ当事者であるピアサポーター（※）が地域生活を送るための支援にあたっておりますので、お気軽に御連絡ください。

※ **ピアサポーターとは**
精神疾患を患った自らの経験を活かして、障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のことを「ピアサポート」、ピアサポートを行う人たちのことを「ピアサポーター」といいます。

障がいを持ちながらも生き生きと地域で活動しているピアサポーターの姿は、長期入院されている方の退院への不安を軽減することや、支援機関においては、当事者の目線に立った支援が行われる等の効果が期待されます。

地域活動支援センター



地域活動支援センターは、障がいのある人の日中の活動をサポートするために、創作や生産活動、生活技能の学習、ボランティアなど、様々なプログラムが用意されており、自立等を目指す障がいのある方の居場所でもあります。



活動の様子・紹介



創作活動でコツコツ作った天の川。。。。



囲碁将棋、実力初段以上の猛者もいます。



体育館でみんなでスポーツ！！



料理教室は試食が楽しみです。家に帰ってから作りたくなります



就職に向かってまずは軽作業で働く身体づくりから！



カラオケの機械は最新型です。きっと歌いたい曲が見つかる

自立支援協議会 事務局



北空知自立支援協議会は以下の3つの部会に分かれて活動しています。

- ① 居住支援および権利擁護等部会
- ② 就労支援部会
- ③ 子ども部会

それぞれの部会が北空知圏域の福祉的課題を洗い出したり、各関係機関との情報交換や、講師を招いての講演や研修を通して学習したり、先進的な活動をしている地域に視察研修を行い、北空知に新しい考えや技術知識を持ち帰るなどの活動をしています。

※事務局からのご挨拶・・・

北空知自立支援協議会は、障がいのある人が、地域で安心して暮らせるような町づくりをめざして活動しております。そして障がいのある人もない人も、お互いを尊重しあっていっしょに生きていくという、共生の地域社会の実現をめざしています。障がい福祉の関係者だけでなく地域住民の方々ともネットワークをつくり、支援の輪を広げていくことができるものと思います。そのためにも、自立支援協議会が中心になって活動していくことが、障がいのある方と共に生きるまちづくりの一歩になると思います。今後とも自立支援協議会の活動にご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。



あつがるのピアサポーターについてご紹介します。ピアサポーターとして活動しているメンバーは5名います。活動内容は、大きく分けると以下の2点になります。

- ① **ピアミーティング（事例検討・体験発表の練習・基礎知識の学習）**
→ピアカウンセラーとして必要な最低限度の医療的な知識を学習し、医療や福祉サービスとの連携の強化に努めます。
- ② **ピアサポーターの体験発表や入院患者の話を傾聴**
→ピアサポーターが、それぞれ自分が体験してきたことや今の生活ぶりについての話をし、入院患者の不安を聞くなどの活動を目的としている。ピアサポーターは、入院患者へ元氣や希望を与えることができるように活動している。

職員から・・・

→活動はまだ始まったばかりで、あつがるピア活動はこれからの事業です。多くの入院患者の希望になれるよう頑張ります。



誰が利用できるの？

入院中の精神障がい者の方と、退院したばかりで地域生活において支援を必要とする精神障がい者の方等が対象です。

地域活動支援センター利用案内

- ◆ 利用方法：原則、北空知管内在住の障がい者。（身体障がい、精神障がい、知的障がい、発達障がい、難病その他。）詳しくはお問い合わせ下さい。利用契約を結び利用開始。見学希望される際はセンターにお電話ください。
- ◆ 開所時間：9：30～16：00
- ◆ 利用料：登録すると何日利用されても1ヶ月2000円。1回（1日）200円。（※非課税世帯については無料となっています。）
- ◆ 休 日：土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始。
- ◆ 電 話：0164-26-0866 ◆ FAX：0164-23-5771

